

# 協同組合の力で 気候変動に 立ち向かおう

—アイデンティティとSDGsへの貢献—

COOPERATIVES  
FOR CLIMATE ACTION!

第98回 国際協同組合デー  
2020年7月4日(土)

国際協同組合デーは、毎年7月の第1土曜日です。



# 第98回国際協同組合デーにあたっての 日本協同組合連携機構(JCA)からのメッセージ



世界の協同組合が、協同組合運動の発展を祝い、さらなる前進を誓い合う日である「国際協同組合デー」(以下「デー」)は、今年は7月4日(土)です。国際協同組合同盟(ICA)が毎年7月の第1土曜日をデーと定め、1923年に第1回を祝ってから98回目、1995年に国連が国際デーの一つとして認定してから26回目となります。

今年のデーの世界共通スローガンは「協同組合の力で気候変動に立ち向かおう」です。このスローガンは「持続可能な開発目標」(SDGs)の目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」に依拠したものです。

地球温暖化による気候変動は、異常気象、海面上昇、生物多様性の喪失、干ばつなどをもたらしています。これにより、人類の存続が脅かされ、世界全体での取り組みが求められています。国際社会は、今世紀後半に温室効果ガスを実質ゼロにし、産業革命前からの気温上昇をできるだけ1.5度未満に抑えるべく取り組んでいます。気温はすでに1度上昇するなど、このままでは次世代に豊かな地球環境を渡すことは難しくなりつつあります。

持続可能な社会を目指す私たち協同組合は、協同の力を発揮し気候変動に立ち向かっていく必要があります。

協同組合はこれまで、持続可能な農林漁業、エシカル消費、地産地消、再生可能エネルギーの推進などをつうじて、組合員参加のもと地球環境問題に取り組んできています。この機会に、全国の協同組合の先進的な事例に学び、今一度、自らの取り組みを見直していきましょう。

さて、今年2020年はICA設立125周年であり、1995年採択の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」から25周年を迎えます。これらを記念して2021年3月に韓国・ソウルで、「協同組合のアイデンティティを深める」をテーマにICA大会が予定されています。

日本協同組合連携機構(JCA)では、この機会に、協同組合のアイデンティティ(=協同組合らしさ)の再確認とあわせ、協同組合らしさを発揮して気候変動への対応を含めSDGsの達成に貢献していくことを確認・発信していくため、今年のデーに、日本独自のサブテーマとして、「アイデンティティとSDGsへの貢献」を掲げました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響があるなか、各地の協同組合では、医療や介護、食の生産、生活に必要な物資の供給、金融や共済の提供などを通じ、人びとの生きることを支える懸命な努力を続けていただいております。こうした取り組みは、SDGsが目指す持続可能な社会づくりへの貢献であり、人びとの参加と協同により、共通のニーズや願いを実現する組織、地域社会の持続可能な発展のために活動する組織である協同組合の「アイデンティティの発揮」に他なりません。

これらを踏まえ、今年のデーを、コロナ後も見据え、人びとが助け合い支え合う持続可能な社会づくりに向けて、組合員の参加、民主的なガバナンス、協同組合間協同、地域社会への関与など、協同組合のアイデンティティの一層の発揮について考えていく機会としていきましょう。

令和2(2020)年6月

一般社団法人日本協同組合連携機構  
代表理事会長 中家 徹

## 国際協同組合デーとは



国際協同組合デーは、全世界の協同組合員が心を一つにして協同組合運動の発展を祝い、平和とより良い生活を築くために運動の前進を誓いあう日で、毎年7月第1土曜日と定められています。

この国際協同組合デーは、協同組合運動の発展と普及を進める記念日として、当時の国際協同組合同盟(ICA)会長ゴードハート氏が中心となり、1922年10月ドイツ・エッセン市において開催されたICA中央委員会で討議・了承され、翌1923年、第1回国際協同組合デーが世界22カ国の組合員により祝賀されました。以来、世界各国でさまざまな祝典、講演会、音楽会等の催しやイベントが行われています。また、1995年のICA設立100周年に際し、国連も同日を「協同組合の国際デー」と認定し、各国政府、国際機関および協同組合組織等に向けメッセージを発信しています。

## 国際協同組合同盟(ICA)とは



1895年ロンドンで設立された世界の協同組合の連合組織であり(現在の本部:ブリュッセル)、世界各国の農業、消費者、信用、保険、保健、漁業、林業、労働者、旅行、住宅、エネルギー等あらゆる分野の協同組合の全国組織が加盟しています。2020年6月現在、ICAの加盟組織は109カ国312団体、傘下の組合員は世界全体で約12億人であり、世界各国に協同組合運動を広げ、協同組合の価値・原則の普及と協同組合間の国際協力の促進、世界の平和と安全保障への貢献等を目的として、情報発信、国際会議・セミナー等の開催、国連機関等への提言・意思反映活動等に取り組んでいます。

また、世界最大の非政府組織(NGO)として、国連経済社会理事会(ECOSOC)の諮問機関第1グループに登録され、2002年には国際労働機関(ILO)が「経済社会の発展において、協同組合は世界のどの地域においても極めて重要である。(193号勧告)」と協同組合の役割の重要性を認める勧告を発表しました。このように、協同組合、そしてICAは国際機関からの高い評価を受けています。

# 協同組合とSDGs



「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals / SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17の目標です。貧困・飢餓・気候変動など人類・地球全体が直面する問題を解決し、「持続可能」な世界を実現するために、2030年までの達成を目指して世界各国で取り組みが進められています。

協同組合は、これまでも貧困や飢餓などの問題に取り組んでおり、国連によりSDGsを達成するための重要なステークホルダーの一つとして位置づけられています。ICAも全世界の協同組合が総力を挙げてSDGsの達成に向けて取り組むことを奨励しています。日本でも、政府による「SDGs実施指針」に協同組合が明記されています。このように、SDGsの達成において協同組合が果たす役割に、国内外で大きな期待が寄せられています。



2030年に向けて  
世界が合意した  
「持続可能な開発目標」です

## SDGsに関連する協同組合の取り組み事例



- 組合員の所得向上、金融・共済サービスの提供
- 多重債務問題への取り組み
- 困難を抱える女性や若者・高齢者・障がい者・生活困窮者等の就労支援や雇用促進
- 途上国でのマイクロインシュアランスの普及支援



- 国内における農林漁業の振興と食料の安定供給
- 発展途上国における農林漁業支援
- 高齢者・障がい者等への配食事業
- こども食堂・フードバンクの運営
- 移動販売



- 病院・診療所・歯科等の運営 / 僻地医療の提供
- 高齢者・障がい者等のケア事業 / 健康づくり・介護予防活動
- 子育て関連事業 / 地域の見守り・助け合い活動
- 交通安全啓発活動
- 共済による医療保障の提供



- 奨学金問題への取り組み / 学習支援事業
- 学生生活支援サービスの提供
- 大学等における寄付講座 / 環境教育・生涯学習への取り組み
- 各種専門技術教育・職業訓練の提供



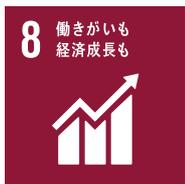
- 女性の雇用創出
- 子育て支援事業
- 女性が働きやすい職場環境づくり
- DV等から女性を保護するためのシェルター事業



- 森林・水田管理を通じた水資源の保全と生態系の保護
- 「せっけん運動」の普及・促進



- 太陽光・風力・小水力・バイオマス発電事業
- バイオディーゼル燃料事業
- エコオフィス・エコ住宅等の促進



- 勤労者・非正規勤労者・失業者への金融支援サービス / フリーランサーへの各種支援
- 中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援 / 地域での創業・起業活動の創出支援
- 労働環境の改善・人材育成への支援 / 農林漁業従事者への各種支援 / 人手不足の解消
- グリーンツーリズム等の持続可能な観光業 / 共済を通じた保障へのアクセスの促進・拡大
- 協同組合によるディーセントワークの創出



- 地域包括ケアへの取り組み / 農林漁業におけるICT等の先進技術の普及・促進
- 中小企業への金融サービスの提供を通じた成長支援 / 共同経済事業による中小企業の振興
- ICTを活用した事業革新・生産性向上への取り組み / 新技術・新サービス・新価値創出への支援
- 地域産業の次世代の担い手を育成する「場」の形成支援
- 地域産業を担う人材の確保・育成、技術・技能の継承



- 国内外におけるフェアトレードの促進
- 人権問題の啓発活動



- コミュニティバス・買物バス・移動販売・介護タクシー等の運営
- シェルター事業等の一時的住宅支援 / 高齢者・子ども・障がい者等の「居場所」づくり
- 地域の見守り・助け合い活動 / 交通安全インフラ整備
- 農林業を通じた環境保全と防災 / 共済サービスの提供を通じた被災者の生活再建支援
- 災害救援活動 / 市民農園の提供 / 防災教育を目的としたイベントの開催



- 食の安全確保と情報提供 / エシカル消費に関連した商品供給
- 国内外におけるフェアトレードの促進 / 森林認証制度・間伐材マークの普及
- フードバンク・リサイクル事業等を通じた資源効率の改善
- 安心安全や環境に配慮した製商品の共同開発
- 環境負荷低減施設の共同利用



- 森林整備によるCO2吸収機能の発揮
- 事業におけるCO2排出量の削減の取り組み
- 屋上緑化・グリーンカーテンなどの取り組み
- 再生可能エネルギーの普及・促進
- グリーンボンドへの投資



- 海洋への栄養分を供給するための森林整備
- 商品購入を通じた海洋保全の取り組み
- 海洋環境保全団体への助成事業
- 漁場環境整備及び資源管理の推進



- 環境保全型農業の推進 / 在来種の保存
- 森林資源の持続可能な利用
- 森林整備による生物多様性の保全
- 里山再生事業
- 商品購入を通じた環境保全の取り組み



- ヒバクシャ国際署名活動の支援
- 平和問題への取り組み
- 核兵器廃絶の取り組み
- 刑余者・保護観察対象者等の就労・社会復帰の支援



- 「協同組合」というシステムそれ自体によるパートナーシップの構築
- 国内外における協同組合間の連携
- 国内における自治体、労働組合、NGO・NPO等との連携
- 地域の市民・企業・行政の連携による共有価値の創造

## 日本協同組合連携機構 (JCA) とは

一般社団法人日本協同組合連携機構 (JCA) は、日本国内の各種協同組合の連携や海外協同組合との連携をすすめてきた「日本協同組合連絡協議会 (JJC)」(日本のICA会員17団体で構成)の取り組みを引き継ぎ、一般社団法人JC総研を改組し、2018年4月1日に誕生した組織です。JCAの目的は“協同組合の健全な発展と地域のよりよいくらし・仕事づくりへの貢献”です。このためにJCAは、「協同組合間連携 (推進・支援)」、「政策提言・広報 (発信)」、「教育・研究 (把握・共有・普及)」の3つの機能を備え、地域・都道府県・全国の各段階における様々な協同組合の間の連携を支援・拡大し、協同組合の力を結集して地域の課題の解決を目指します。

第1号会員 (一般社団法人の社員) として協同組合の全国組織19団体、第2号会員にはJA都道府県中央会や協同組合全国組織等、第3号会員には地域の各種協同組合や連合会等が加入しています。

## 協同組合フォーラムとは

2012年の国際協同組合年 (IYC) において、協同組合の価値や現代社会で果たす役割を広く社会に知らせる取り組みや、協同組合運動の発展に向けた取り組みなど多様な活動を行ったIYC全国実行委員会の後継組織として2013年5月から活動してきた国際協同組合年記念協同組合全国協議会 (IYC記念全国協議会) を発展的に改組し、同協議会にて培った幅広い協同組合の交流・連携を引き継ぎ、さらに促進することを目的に2019年7月に発足したもので、協同組合全国組織等が参加しています。

# JCA・協同組合フォーラム 会員団体



## ◆全国農業協同組合中央会

JA全中

JA全中は、わが国のJAグループの代表・総合調整を担う組織です。都道府県中央会とともに、全国のJAや連合会の意見を代表し、事業や経営に関する相談、政策への意思反映、広報、組合員・役職員教育などの活動を行っています。

こうした活動を通じ、わが国農業の振興、安全・安心で豊かな食べものの提供、地域の活性化など、JAグループの取り組みを推進しています。

## ◆全国農業協同組合連合会

JA全農

JA全農は、わが国のJAグループの一員として、農畜産物の販売や生産資材・生活資材の供給など、経済事業を行っている組織です。

経済事業を通じてJAの事業をサポートし、JA組合員の農業振興、経済的・社会的地位向上に寄与するとともに、安全・安心な農畜産物の提供を通じて、生産者と消費者を安心で結ぶ取り組みを行っています。

## ◆全国共済農業協同組合連合会

JA共済連

JA共済連は、わが国のJAグループの一員として、「相互扶助」の理念に基づき「JA共済」の愛称でJAと一体となって共済事業を行っている組織で、各種の企画、共済仕組みの開発、資産運用、支払共済金にかかる準備金の積立てなどを行っています。

JA共済は、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けし、組合員・利用者の皆様に「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、豊かな生活づくりに努めるとともに、安心して暮らすことのできる地域社会づくりに貢献しています。

## ◆農林中央金庫

農林中央金庫は、全国のJA(農協)・JF(漁協)・JForest(森林組合)等を会員とする協同組織金融機関です。「金融を通じて農林水産業に貢献する」ことを第一の使命に掲げ、それにより国民経済の発展に貢献することを目的としています。

会員からの出資やJAバンク・JFマリンバンクの安定的な調達基盤を背景に、会員や農林水産業者、農林水産業に関連する企業に、融資をはじめとする多様な金融サービスを提供しています。また、グローバルな投融資を行い、これらの収益を会員等へ安定的に還元することに努めています。

## ◆一般社団法人家の光協会

一般社団法人家の光協会は、協同組合精神に基づき、農山漁村文化の向上に寄与することを目的として設立された、JAグループの出版文化団体です。『家の光』は、“協同の心”を家庭で育む雑誌として1925年に創刊され、2020年5月号で創刊95周年を迎えました。農業・地域・JAのリーダーのためのオピニオン雑誌『地上』、JAグループの食農教育をすすめる子ども雑誌『ちゃぐりん』、家庭菜園雑誌『やさしい畑』、そのほか、『1時間でよくわかるSDGsと協同組合』をはじめ、各種分野での書籍を発行しています。また、これらの雑誌・書籍を用いた多種多彩な記事活用・文化活動を通じて、JA組合員や地域住民の暮らしを豊かにする取り組みを展開しています。さらには、食農教育、読書運動、国際交流、映像フォトライブラリー事業など、さまざまな公益事業も実施しています。

## ◆日本生活協同組合連合会

### 日本生協連

日本生協連は、各地の生協や生協連合会が加入する全国連合会です。生協は日本最大の消費者組織で、日本生協連の会員生協の組合員総数は約2,924万人、総事業高約3.5兆円です。

全国の生協の中央会的役割として、様々な団体と交流し、生協への理解を広げ、社会制度の充実に向けた政策提言などを行っています。

また、会員生協の事業や活動のサポート、コープ商品の開発・会員生協への供給事業などを通して、会員生協の発展を支える役割を果たしています。

## ◆株式会社日本農業新聞

日本農業新聞は、国内最大の農業専門の日報で、2018年3月に創刊90周年を迎えました。国内外に情報ネットワークを広げ、農業・農村・JAの「いま」を発信するとともに、JAグループ情報共有運動に取り組んでいます。部数は約32万部です。食と農のかけ橋として、農政課題、JAグループの協同活動、営農や暮らしに役立つ実用情報などを、毎日読者に届けています。また、2010年4月に本紙独自の収集データによる「新市況システム2010」が稼働。農畜産物市況とその指標となる「日農INDEX」を紙面展開するほか、WEBで市況の動きを知らせる「ネット市況」サービスも行っています。

## ◆全国漁業協同組合連合会

### JF全漁連

JF全漁連は、漁業者が地域ごとに結成しているJF（漁業協同組合）の全国組織です。

全国のJFやJF連合会とともにJFグループで必要な燃油等漁業用資機材の供給、組合員の漁獲物の販売等、各種経済事業、並びに、漁政活動、組織・事業強化支援活動、教育・研修活動、JF連合会の監査、国際的連帯強化、広報等の、いわゆる指導事業を行っています。

これらの諸活動を通じ安全・安心な水産食料の安定供給、わが国水産業の発展とJFの地域社会への貢献等に資するため必要な取組を支援・推進しています。

## ◆ 全国森林組合連合会

### JForest全森連

JForest全森連は、森林所有者を組合員とした森林組合、各道府県森林組合連合会の全国組織です。森林経営の指導、木材等の販売、林業用資材等の購買、林業従事者の育成などの事業のほか、森林所有者及び山村の立場から森林・林業政策への提言を行っています。

協同組合精神に基づき、会員が協同して事業を推進することで、組合員の経済的社会的地位の向上を図るとともに、国土の3分の2を占める森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、森林の適切な整備・保全を進めています。

## ◆ 全国労働者共済生活協同組合連合会

### こくみん共済coop <全労済>

こくみん共済coop <全労済>は、共済事業を通じて組合員の暮らしの安心をサポートする保障の生協です。生命・損害両分野において、組合員のニーズに応えたさまざまな共済を提供しています。

創立60周年を節目に、もっと多くの方に親しんでいただき、愛される存在となるため、新しい姿を表す愛称として「こくみん共済coop」を決めました。「こくみん共済coop」とは、こくみん みんなのために、共済というたすけあいの仕組みを提供する、協同組合(coop)であることを表しています。

今後も「みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり」という変わらぬ理念の実現に向け、「共済」を通じて人と人との「たすけあいの輪」をむすび、「安心のネットワーク」をひろげていきます。

## ◆ 日本労働者協同組合(ワーカーズコープ)連合会

### 日本労協連

労働者協同組合(ワーカーズコープ)はともに生き、ともに働く社会をめざして、市民が協同・連帯し、人と地域に必要な仕事をおこし、「よい仕事」をし、地域社会の主体者になる働き方をめざす「協同労働の協同組合」です。みんなで出資し、ともに働き、民主的に経営する協同労働と社会連帯運動を通じた地域づくりをめざし、様々な困難を抱える人とともに介護・子育て・就労支援事業等を展開しています。

日本労協連は、労働者協同組合および関連団体から構成され、協同労働の普及、労働者協同組合の設立支援や法制化運動等に取り組んでいます。

## ◆ 全国大学生生活協同組合連合会

### 全国大学生協連

大学生協は長年、学生・教職員の生活向上を目指し、大学の福利厚生を担い、同時に環境問題などの諸活動を推進してきました。運営に当たるのは各大学の学生・教職員です。現在は、大学改革が進行する中、魅力ある大学づくりに参画し、大学の"学びと成長"を支援する活動と事業にも重点を置き、協同体験を組合員の成長と大学生協の力にすることをめざしています。全国大学生協連は、会員生協の全国的な意思形成をもとに、それらの活動と事業の指導・支援を行っています。

## ◆一般社団法人 全国労働金庫協会

### ろうきん

ろうきんは、労働組合や生活協同組合などの働く人たちがお互いを助け合うために、資金を出し合い、設立した協同組織の金融機関です。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの生活を豊かにするための融資に利用し、そこから生まれた利益は働く人に役立つ商品の開発や良質なサービスとして還元しています。

ろうきんは人々が支え合う共生社会の実現をビジョンに掲げています。地域社会が抱える課題の解決に向けて非営利・協同セクターと連携し、働く人にもっとも身近で信頼される協同組織の福祉金融機関を目指した取り組みを進めています。

全国労働金庫協会は、全国13のろうきんの中央機関として、こうしたビジョンの実現に向けた業態の政策検討や方針化、経営モニタリング、役職員の教育研修、日々のろうきん間の連絡や調整などを行っています。

## ◆生活クラブ事業連合生活協同組合連合会

### 生活クラブ連合会

生活クラブ連合会は、加入する全国34の会員生協(生活クラブ共済連含む)が自治と連帯に基づき共同運営する事業連合です。「協同組合の価値と原則」に則り、競争原理に対して協同の理念を掲げ、取り組む生活材の共同開発・共同仕入と物流事業、広報活動、対外的な連帯活動などを行っています。

私たちは、自然と共生し、食べもの(Food)、エネルギー(Energy)、ケア(Care)をできる限り自給・循環させるFEC自給\*ネットワーク構想に基づき、「サステイナブル(持続可能)な生き方」を選び、すべての活動を行います。

\*経済評論家・内橋克人氏が提唱した「FEC自給圏」構想に基づく。

## ◆全国中小企業団体中央会

### 全国中央会

中小企業は、日本の企業数359万のうち、358万(平成30年11月時点)と、99.7%を占めており、雇用においても約7割を担っています。特に地域経済の要であることから、地域全体の活性化に果たす役割は非常に大きいものがあります。

しかしながら、経営資源の限られた中小企業は、生産性向上への遅れや取引面において不利な立場に立たされるなど、経営上多くの制約があり、個々の企業努力だけでさまざまな課題を解決することは困難です。

そこで、中小企業組合制度を活用することで企業同士が連携し、それぞれが保有するノウハウ、経営資源を補完し合うことで、課題解決に取り組むことが効果的です。中小企業組合では、「原材料等の仕入コストを削減するためにまとめて仕入れる」「市場を開拓するため共同で新たな販路の開拓を行う」「共同で新技術の開発を行う」「イベントを開催して地域の人々との連携を深める」「研修会を開催して組合員企業の人材育成を図る」等、さまざまな事業活動を相互扶助の精神に基づき協同して行うことで、組合員企業の経営基盤の強化を図っています。

全国中小企業団体中央会と47都道府県の中小企業団体中央会は、こうした中小企業組合等の連携組織を支援する専門機関です。中小企業の組織化を推進し、その強固な連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことを目的に活動しています。

## ◆全国厚生農業協同組合連合会

### JA全厚連

JA全厚連は、健康増進活動や医療、高齢者福祉事業などを行う都道県で活動しているJA厚生連の支援を行う全国段階の連合会です。

JAの厚生事業は、組合員および地域住民の方々が日々健やかに過ごせるように、保健・医療・高齢者福祉の分野で支援させて頂く事業です。特に、農山村地域における医療の確保を原点に、良質な医療の提供、健康増進活動の促進、急速な高齢化への対応など、各地域で積極的な活動を展開しております。

## ◆株式会社農協観光

### Nツアー

農協観光(Nツアー)は、「あるがままの自然と人間のふれあい」をコンセプトに、組合員・地域住民・JA・都市と農村の様々な交流やつながりをつくる「ふれあいツーリズム」を推進し、「集い」「ふれあい」「行き交う」をコーディネートし、地域コミュニティの活性化に貢献するJA旅行事業を進めています。あわせて、子ども村や教育旅行ならびにJAと共に食農教育活動に取組み、地域の「食」「景観」等を通じて「食料・農業への理解」「農村・自然の魅力」等、地域資源を活かした商品開発に取り組んでいます。

## ◆日本コープ共済生活協同組合連合会

### コープ共済連

コープ共済連は、共済事業を行う生協連合会で、CO・OP共済を実施する全国の生協(事業連合会を含む)と全国労働者共済生活協同組合連合会、日本生協連により構成されています。

CO・OP共済を通じて、組合員相互の助け合いにより、組合員の暮らしの中の各種の危険による経済的な損失を保障することを中心として、組合員の暮らしの向上に役立ち、生協の発展、協同組合運動の普及と豊かな社会づくりへの貢献を目指しています。

## ◆日本医療福祉生活協同組合連合会

### 医療福祉生協連

医療福祉生協連は、医療・福祉(介護)事業を行う生協の連合会です。「健康をつくる。平和をつくる。いのち輝く社会をつくる。」を理念に掲げ、主な事業として医師・看護師・介護士などの人材紹介・育成、出版・供給、教育研修、リース・レンタルなどを行っています。

全国の医療福祉生協は、医療・福祉・助け合いの切れ目のないサービスで暮らしを支え、健康づくりを通じて暮らしとまちづくりに貢献しています。

## ◆一般社団法人 全国信用金庫協会

### 全信協

全国信用金庫協会は、全国255の信用金庫(2020年3月31日現在)と信金中央金庫を会員とし、信用金庫の健全な発展を支援することを目的に設立された金融団体です。

全信協は、信用金庫の業務運営に関する理論と実際の調査・研究をはじめ、共同事業、関係官庁その他に対する建議・要望活動を行うとともに、信用金庫業界の英知と総力を結集することに努めています。地域の中小企業等の発展、地域住民の豊かな暮らしの実現など、信用金庫がその目的、社会的役割をより良く発揮することを目指しています。

## ◆一般社団法人 全国信用組合中央協会

### 全信中協

信用組合は、相互扶助を理念とする非営利の金融機関。現在、全国に146の信用組合があります(2019年3月31日現在)。103の地域信用組合、27の業域信用組合、16の職域信用組合があり、それぞれの組合員に金融サービスを提供しています。

全信中協は、信用組合の中央組織として、関係官庁や金融団体等との情報交換・連絡、業界の意思を取りまとめ要望・意見を表明するほか、信用組合役職員に対する教育訓練、業界のPR活動、機関誌の発行、調査統計資料の作成などを通じて信用組合業界の発展に努めています。

## ◆共栄火災海上保険株式会社

### 共栄火災

共栄火災は、農林水産業協同組合、信用金庫・信用組合、生活協同組合をはじめとする協同組合・協同組織諸団体の前身である産業組合によって設立されました。

社名である「共栄火災」は「産業組合」の理念である「共存同栄」から2文字をとって命名され、「共存同栄の精神」は共栄火災の経営理念として受け継がれています。

この理念のもと、協同組合・協同組織諸団体と深い関係を保ちながら、諸団体の事業を補償面でサポートするとともに、各種共済を拡充する役割を担うなど、組合員や会員の安定した生活に寄与するように努めています。

## ◆ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン

### WNJ

ワーカーズ・コレクティブは、地域に暮らす人たちが生活者の視点から地域に必要な「もの」や「サービス」を市民事業として起業し協同組合形式で運営する(全員が出資し、経営し、労働する)「働く人の協同組合」です。

「雇用された働き方」ではなく「一人一票の原則に基づき決定し、全員が責任を持ち協同する働き方」です。

地域に必要とされるニーズを掘り起こし事業にしていく非営利の市民事業です。利益を増やすことが第1目的ではありません。

ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン(WNJ)はワーカーズ・コレクティブの全国組織です。現在340団体(1号会員)が全国各地で様々な分野で事業を展開しています。

## ◆労働者福祉中央協議会

### 中央労福協

中央労福協は、労働者福祉を総合的に推進するための中央組織で、労働団体、協同組合・事業団体ならびに全国47都道府県の労福協で構成されています。

結成は1949年で、生活物資の確保を求めて労働団体と生協が組織の枠組みを超えて結集するところから生まれ、その後様々な労働者自主福祉事業の組織化、育成に取り組んできました。

近年では、多重債務問題や奨学金問題対策、生活困窮者自立支援など、広く国民の共感を得られる社会運動と政策提言を展開してきました。

昨年70周年を迎えたことを期に、改めて「労福協の理念」を確認し、「労福協の2030年ビジョン」を決定いたしました。「すべての働く人の幸せと豊かさをめざして、連帯・協同で安心・共生の福祉社会をつくります」この理念を大切に継承、堅持していきます。

## ◆日本文化厚生農業協同組合連合会

### 日本文化厚生連

日本文化厚生連は、1948年に農協法により設立された、厚生連と単協の自主的な直接加入による連合会です。会員が参加した共同購買事業と協同活動を通じて、組合員と地域住民の命とくらしを守り、誰もが健康で文化的な生活を享受できる地域づくりを支援しています。

『会員の協同で、安心の地域づくりと経営改革の全国運動を』（第9次中期事業計画〔2020～22年度〕スローガン）を実現するため、1. 会員の廉価購入・費用削減・収益向上の実現、2. 医療の質の強化・病院マネジメント改革につながる事業の発展、3. 厚生連と単協等が連携した地域包括ケア・地域づくりの事業開発支援を、会員の参画で進めています。

## ◆一般社団法人 日本共済協会

日本共済協会は、協同組合が行う共済事業の健全な発展を図り、地域社会における農林漁業者、勤労者、中小企業者などの生活安定および福祉の向上に貢献することを目的として、協同組合共済の連携を促進する活動等に取り組む一般社団法人です。

正会員13団体、賛助会員5団体、計18団体を会員とし、会員団体共通の課題に対応するための調査・研究活動や、共済団体役員への教育・研修活動、広報・出版活動、相談活動等を行っています。

## ◆一般財団法人全国農林漁業団体共済会

### JA全国共済会

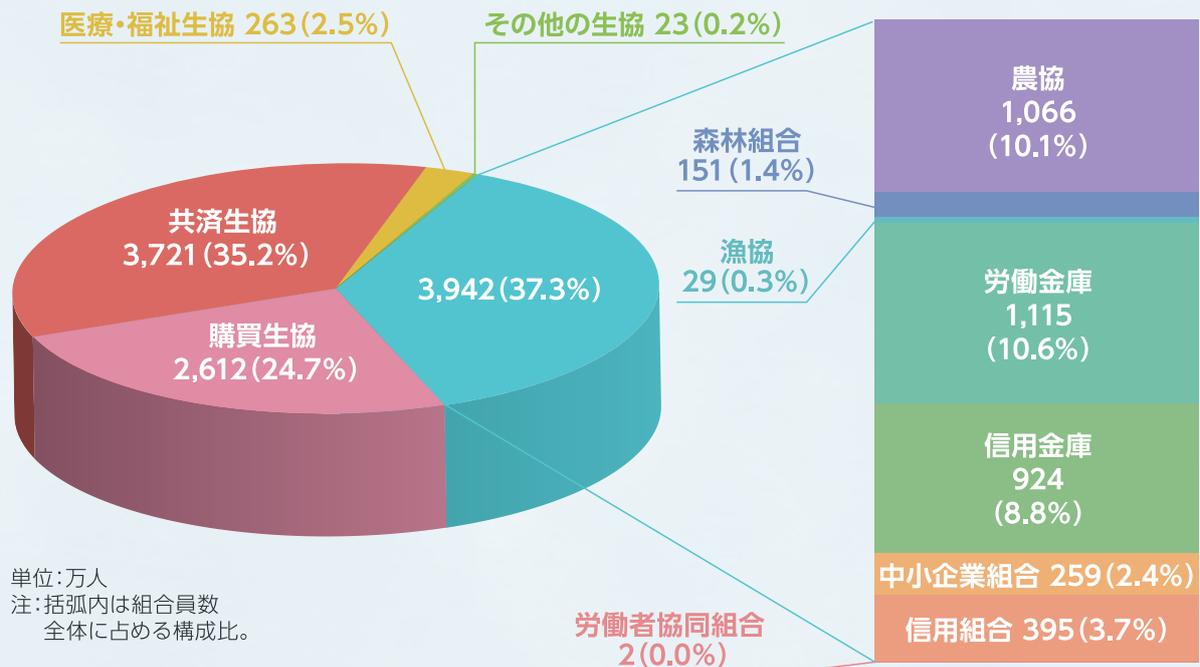
全国農林漁業団体共済会はJAをはじめとする農林漁業団体役員を対象として、当該役員福祉の増進を図り、団体経営の安定化ならびに発展に寄与することを目的に退職金共済事業を実施している団体です。

# 数字で見る日本の協同組合

組合員数

## 延べ1億500万人超

(複数の協同組合に加入している場合は重複して計上しています)



単位: 万人  
注: 括弧内は組合員数全体に占める構成比。

常勤役員数

## 58万人

出典: 「2017(平成29)事業年度版 協同組合統計表」

編集・制作: 一般社団法人日本協同組合連携機構 (JCA)

発行: 2020(令和2)年3月

■詳しくは下記サイトをご参照ください。

<https://www.japan.coop/study/statistic.php>



### 事業全体



協同組合が  
生み出す付加価値額

# 5兆6千億円

注：付加価値額=売上高-費用総額+給与総額+租税公課

### 施設



組合員が利用できる  
協同組合の施設数

# 3万6千か所

### 購買事業



協同組合の  
食料品・生活用品供給高

# 4兆円

### 購買事業



協同組合の農林水産業  
生産資材供給高

# 2兆円

### 販売事業



国内農林漁業産出額の

# 半分超が

協同組合を通じて出荷・販売

### 共済事業



国内保障市場における  
協同組合のシェア

# 14%

### 信用事業



国内の預貯金額の

# 23%が

協同組合へ預けられています

### 信用事業



協同組合の貸出金額

# 149兆円

本年2020年は、1995年の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」(裏表紙参照)採択25周年にあたり、ICAはその設立125周年を記念する世界大会を、「協同組合のアイデンティティを深める」をテーマに2021年3月に韓国・ソウルで開催する予定です。そこで、「協同組合のアイデンティティ」に関する経過や今後の課題について、栗本昭氏(前・法政大学教授)にまとめていただきました。

## 協同組合のアイデンティティに 関する経過と課題

前・法政大学教授 栗本 昭

本年2020年はICA(国際協同組合同盟)創立から125年、ICAの『協同組合のアイデンティティ声明』から25年、『協同組合のブループリント』から10年を迎え、来年3月に予定されているICAソウル大会のテーマは「協同組合のアイデンティティを深める」となっている。

この資料では「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」のこれまでの経過を振り返り、今後の課題を考える上での素材を提供する。

# 1.

## レイドロー報告から1995年のICA声明にいたる経過と日本の協同組合の貢献



ICAはこの40年間、協同組合の基本的なあり方に関する国際的な議論をリードしてきたが、その発端になったのは、1980年のICAモスクワ大会におけるレイドロー報告『西暦2000年における協同組合』であった。カナダのレイドロー博士は、協同組合が「信頼性の危機」、「経営の危機」を克服してきたが、他の企業と同じような事業の技術や手法を使い、他の企業と同じように商業的成功以上のことを何もやらないということではいいのだろうかと自問し、協同組合がその真の目的、アイデンティティ（協同組合らしさ）を失いつつあるとして「思想的な危機」に直面していると警鐘を乱打した。同時に、レイドロー報告は将来に向けて取り組むべき4つの優先分野を提起した。すなわち、「世界の飢えを満たす協同組合」、「生産的労働のための協同組合」、「保全者社会（現代における「持続可能な社会」）のための協同組合」、「協同組合コミュニティの建設」である。これらは現代にも通じる優先分野であり、先見性をもった問題提起であった。日本との関わりでいえば、賀川豊彦の『友愛の経済学』を取り上げ、また協同組合コミュニティの実例として日本の総合農協を高く評価した。

レイドロー報告の後、先進国の協同組合は「思想的な危機」のみならず、「信頼性の危機」、「経営の危機」に直面し、解体するところも出てきた。このような先進国協同組合の経営危機や存立の危機の進行を目の当たりにして、1988年のICAストックホルム大会では当時のマルコス会長が『協同組合とその基本的価値』として、「参加」、「民主主義」、「誠実」、「他人への配慮」を提起し、危機に対する処方箋として組合員に立ち返れとのメッセージを出したが、そのきっかけになったのは1986年4月に東京で開かれたICA生協委員会・女性委員会主催の「生協における組合員参加」に関する合同会議であった。その後スウェーデン協同組合研究所の所長であったベーク氏は世界中の協同組合関係者から聞き取りを行い、またICA調査委員会委員長として各国の協同組合研究者とも議論を重ねた。4年間に行われた世界的な討議は、1992年のICA東京大会におけるベーク報告『変化する世界における協同組合の価値』に結実した。

さらに、カナダのビクトリア大学のマクファーソン教授は東京大会以降3年間、世界の協同組合リーダーや研究者と討議を重ね、ICAマンチェスター大会に向けての新協同組合原則の起案をすすめた。この過程は先進国のみならず、アジアや中南米の協同組合もまきこみ、最終的には1万人の人々が直接参加する文字通りの国際的な対話となった。1995年のICA創立100周年記念マンチェスター大会において『協同組合のアイデンティティに関するICA声明』が全会一致で採択され、協同組合の定義、価値、原則が確認された。これはICAの協同組合原則としては1937年、1966年に次いで3度目の定式化となった。ここでレイドロー報告以来15年にわたる協同組合の基本的なあり方に関する国際的な議論は一応の決着を見た。

## 2.

# 1995年以降のアイデンティティに関わる 取り組みや評価



協同組合のアイデンティティに関するICA声明は協同組合の定義、価値、原則を1頁の文書に定式化したものである。世界の多くの協同組合が協同組合のアイデンティティの実践を通じて活性化し、協同組合の株式会社化(脱協同組合化)の波は止まった。さらに、ICA声明に基づく国連の協同組合ガイドライン(2001年)や国際労働機関(ILO)の協同組合振興勧告(2002年)の採択によって、ICA声明は各国政府の協同組合に関する法律や政策に影響を与える規範となった。

2008年のリーマンショックによって世界の金融と経済は崩壊の瀬戸際に追い詰められたが、多くの協同組合の金融機関は投機に走ることなく地域に密着することによって深刻な危機をまぬかれた。そのことを明らかにしたJ.バーチャルとL.H.ケティルソンによる『危機の時代における協同組合ビジネスモデルのレジリエンス』は国連などの国際機関に注目され、そうした経緯から、国連は2012年を国連国際協同組合年(IYC)と宣言し、協同組合の見える化、協同組合の設立、協同組合の法的枠組みの整備の取り組みが世界各地で行われた。日本でも世界に先駆けてIYC全国実行委員会を設立し、各種協同組合の間の協同の取り組みをすすめた。

IYCのまとめとしてICAは、2020年までの10か年戦略として『協同組合の10年に向けたブループリント』を発表した。参加、持続可能性、アイデンティティ、法的枠組み、資本の5つのテーマからなり、アイデンティティは他の4つのテーマの基盤と位置付けられている。同文書に基づき、ICAは原則を実際に適用するに際しての指針を提供するものとして、2015年に『協同組合原則ガイダンスノート』を発表した。

2016年にはドイツの協同組合の働きかけによって「協同組合の思想と実践」がユネスコの無形文化遺産に登録されたが、これも協同組合のアイデンティティに基づく実践に対する評価の高まりを示している。

日本では2018年、協同組合のアイデンティティに基づき協同組合間協同を促進する組織として日本協同組合連携機構(JCA)が発足した。

## 3.

# 協同組合のアイデンティティをどのように 生かすべきか



このように協同組合のアイデンティティとそれに基づく実践は、世界で協同組合の存在意義、価値を明らかにすることに貢献してきた。

少子高齢化や人口減少による地域の疲弊、行き過ぎた市場主義のもとでの貧困や分断の拡大、飢餓や難民などの国際的な問題、地球環境への負荷、一国主義やポピュリズム的な傾向の広がりなどが進むなか、あらためて、

地域社会でも国際社会でも協同や共生の価値が注目され、SDGsへの取り組みが期待されている。新型コロナウイルスをめぐる状況は、人びとや国々が、連帯し助け合うことが解決をもたらすことを示している。

協同組合に集う私たちは、コロナ後も見据えた持続可能な社会づくりに向け、協同組合のアイデンティティをどのように生かしていくべきか——この機会に考えてみる価値があるのではないだろうか。

以下は、考える素材としてのいくつかの論点である。

### a 協同組合の存在意義や役割の明確化

協同組合のアイデンティティについての理解を深めることによって現代における協同組合の存在意義や役割を明確化すること、とりわけ協同組合のミッション(使命)とビジョン(10年後のあるべき姿)を再確認することが重要である。

### b 協同組合自治との自立の強化

第1原則(自発的で開かれた組合員制)、第4原則(自治と自立)を実践するために、協同組合が活動や事業の枠を自由に拡げることができるよう法制度や政策を見直すことが重要である。

### c 協同組合間連携の推進

第6原則(協同組合間の協同)と第7原則(地域社会への関与)を実践し、持続可能な地域づくりに貢献するために各都道府県と全国における連携を推進し、労働者協同組合を含むすべての協同組合を連携の輪の中に加えること、事業上の連携(取引、投資、合併など)にとどまらず、組合員間の連携(相互の加入、交流、協同した活動など)を強めることが重要である。また、NPOや社会的企業など協同組合以外の人や組織とのパートナーシップのもと、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に向けた取り組みを進めることが求められている。

### d 協同組合の参加とガバナンスの改革

第2原則(組合員による民主的管理)、第3原則(組合員の経済的参加)を実践するために、組合員参加を質量ともに高め、現代的なガバナンスの構造と手続きを確立することが重要である。これは、イギリスの協同組合銀行の破綻(2013年)やスペインの労働者生産協同組合の破綻(2013年)などのガバナンスや経営の失敗に学ぶことでもある。また、若い世代の参加を促進し、参加やガバナンスにおけるIT活用をすすめることも必要である。

### e 役職員としての心構え

第5原則(教育・訓練および広報)を実践するために、役職員としての責任を果たすための学習・自己啓発を強めるとともに、組合員とともに協同組合の自己改革、協同の価値の発信をすすめることが重要である。

# 協同組合のアイデンティティに関するICA声明

## 21世紀に向けた世界の協同組合の活動指針を示す新しい協同組合原則

### 定義

協同組合とは、人々が自主的に結びついた自律の団体です。人々が共同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、経済的・社会的・文化的に共通して必要とするものや強い願いを充すことを目的にしています。

### 価値

協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、連帯という価値に基づいています。組合員は、創始者達の伝統を受け継いで、正直、公開、社会的責任、他者への配慮という倫理的な価値を信条としています。

### 原則

協同組合は、その価値を実践していくうえで、次の原則を指針としています。

### ▶ 第1原則 自主的で開かれた組合員制

協同組合は、自主性に基づく組織です。その事業を利用することができ、また、組合員としての責任を引き受けようとする人には、男女の別や社会的・人種的・政治的あるいは宗教の別を問わず、誰にでも開かれています。

### ▶ 第2原則 組合員による民主的な管理

協同組合は、組合員が管理する民主的な組織です。その方針や意思は、組合員が積極的に参加して決定します。代表として選ばれ役員を務める男女は、組合員に対して責任を負います。単位協同組合では、組合員は平等の票決権(一人一票)を持ち、それ以外の段階の協同組合も、民主的な方法で管理されます。

### ▶ 第3原則 組合財政への参加

組合員は、自分達の協同組合に公平に出資し、これを民主的に管理します。組合の資本の少なくとも一部は、通例、その組合の共同の財産です。加入条件として約束した出資金は、何がしかの利息を受け取るとしても、制限された利率によるのが通例です。

剰余は、以下のいずれか、あるいは、すべての目的に充当します。

- ・できれば、準備金を積立ることにより、自分達の組合を一層発展させるため。なお、準備金の少なくとも一部は、分割できません。
- ・組合員の利用高に比例して組合員に還元するため。
- ・組合員が承認するその他の活動の支援に充てるため。

### ▶ 第4原則 自主・自立

協同組合は、組合員が管理する自律・自助の組織です。政府を含む外部の組織と取り決めを結び、あるいは組合の外部から資本を調達する場合、組合員による民主的な管理を確保し、また、組合の自主性を保つ条件で行います。

### ▶ 第5原則 教育・研修、広報

協同組合は、組合員、選ばれた役員、管理職、従業員に対し、各々が自分達の組合の発展に効果的に寄与できるように教育・研修を実施します。協同組合は、一般の人々、一なかでも若者・オピニオン・リーダーにむけて、協同の特質と利点について広報活動します。

### ▶ 第6原則 協同組合間の協同

協同組合は、地域、全国、諸国間の、さらには国際的な仕組みを通じて協同することにより、自分の組合員に最も効果的に奉仕し、また、協同組合運動を強化します。

### ▶ 第7原則 地域社会への係わり

協同組合は、組合員が承認する方針に沿って、地域社会の持続可能な発展に努めます。

(1996年10月JA全中「21世紀の協同組合原則」JA訳)

※この声明は、1995年9月のICA全体総会で採択されたものです。

## 第98回 国際協同組合デー 2020年7月4日(土)